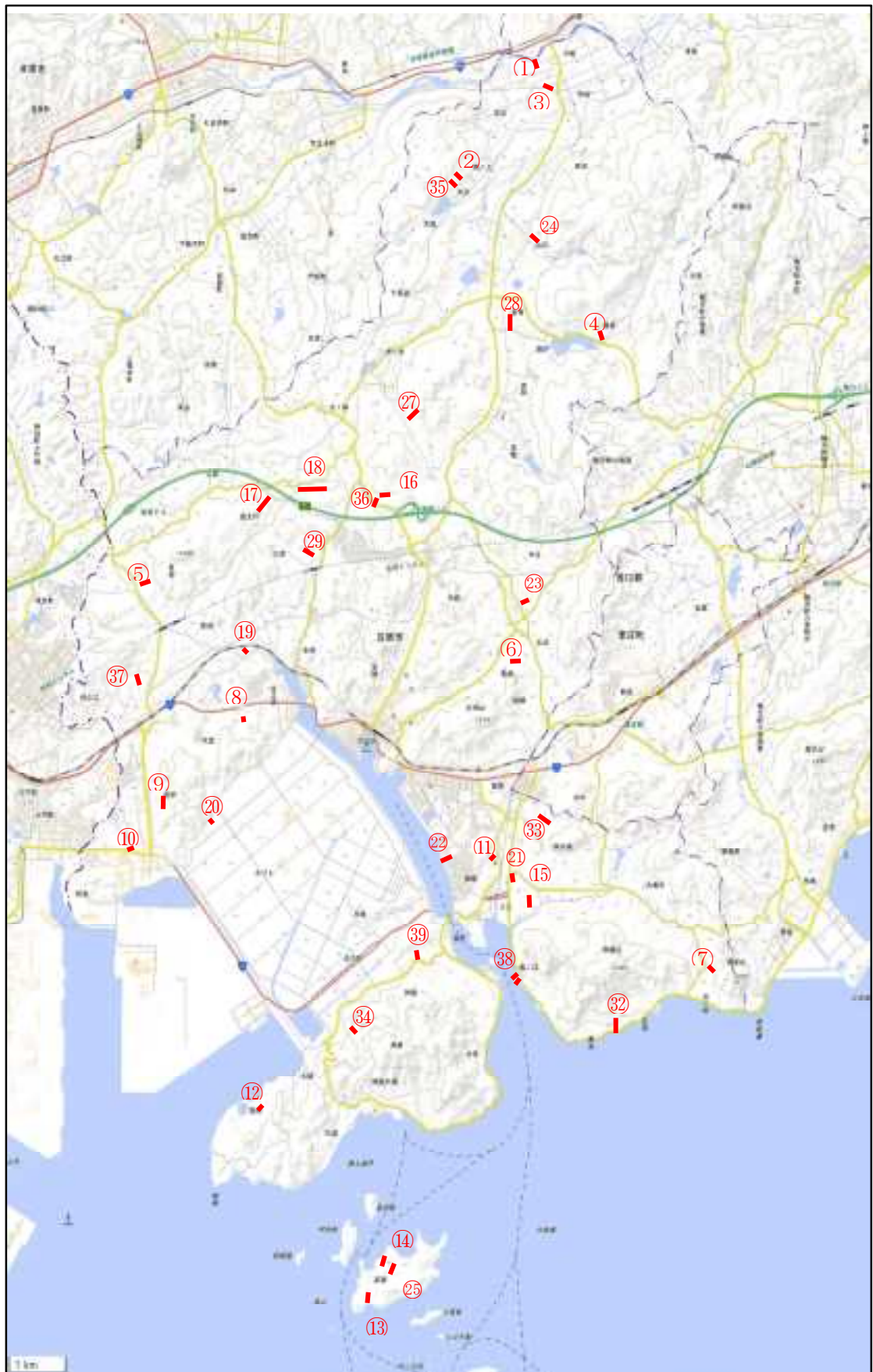


笠岡市地域防災計画
資料編
新旧対照表 別紙

令和 7 年 3 月

笠岡市

その他排水路



条例協定等 2-70 災害発生時における農地・農業用施設の復旧支援 に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、笠岡市内で農地及び農業用施設にかかる災害が発生した場合において、笠岡市（以下「甲」という。）が岡山県土地改良事業団体連合会（以下「乙」という。）に対し、復旧に関する支援を要請するために必要な事項を定めるものである。

(対象となる災害)

第2条 この協定の対象となる災害は、大雨、洪水、地震、津波、その他の異常な自然現象による災害とする。

(復旧支援の内容)

第3条 乙が行う復旧支援とは、次に掲げるものとする。

- (1) 緊急措置、応急復旧に係る検討
- (2) 災害査定設計業務

(支援の要請)

第4条 甲は、前条に規定する復旧支援が必要な場合は、次条に定める手続きにより、乙に支援の要請を行うものとする。

(要請の方法)

第5条 甲が前条の規定による支援要請を行う場合は、書面（別紙様式）によるものとする。ただし、事態が急迫して書面によることができない場合には、口頭で行うことができるものとする。

2 前項ただし書きの場合においては、事後に速やかに書面を提出するものとする。

(支援の実施)

第6条 乙は、第4条の規定による支援要請を受けたときは、乙の人員等に応じ可能な範囲内において、支援を行うものとする。

(復旧支援に要する費用)

第7条 第3条に規定する復旧支援に係る費用は、甲と乙が別途協議するものとする。

(事務局)

第8条 甲及び乙の復旧支援に係る事務局は次のとおりとする。

- (1) 甲の事務局 笠岡市 産業部 農政水産課
- (2) 乙の事務局 岡山県土地改良事業団体連合会 事業部

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がない場合は、この協定は1年間更新されるものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和3年5月14日

甲 笠岡市

笠岡市長 小林 嘉 文

乙 岡山県土地改良事業団体連合会 会長

石 井 正 弘

(別紙様式)

第 年 月 日 号

岡山県土地改良事業団体連合会会長 あて

笠岡市長 ○ ○ ○ ○ 印

農地・農業用施設の復旧支援要請書

「災害発生時における農地・農業用施設の復旧支援に関する協定」第4条の規定に基づき、復旧支援を要請します。

記

1 要請の内容

復旧支援要請の内容	1 緊急措置、応急復旧に係る検討 2 災害査定設計業務
その他	

2 連絡先

担当者及び連絡先	○○課○○係
	職名 ○○ 氏名 ○○○○ 電話 携帯 E-mail

条例協定等 2-71 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に 関する協定

(目的)

第1条 この協定は、瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会(以下「海ネット」という。)を構成する会員のうち、この協定を締結した会員(以下「海ネット共助会員」という。)が、海ネット共助会員の地域において地震等による災害が発生し、被災会員独自では十分な応急対応ができない場合に、主に海の路を介した連携により、相互に救援協力し、被災会員の応急及び復旧対策を円滑に遂行することを目的に締結するものである。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 医療機関への被災傷者等の受入れ
- (4) 被災者への臨時的な居住施設の提供
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(地域ブロックの設置)

第3条 災害の規模等に応じて応援を円滑に行うため、以下のとおり地域ブロックを設置する。

地域ブロック	海ネット共助会員
近畿・中国ブロック	大阪府堺市、大阪府岸和田市、大阪府貝塚市、大阪府高石市、大阪府忠岡町、大阪府岬町 兵庫県姫路市、兵庫県明石市、兵庫県洲本市、兵庫県芦屋市、兵庫県南あわじ市、兵庫県淡路市、兵庫県加古川市、兵庫県播磨町 和歌山県和歌山市、和歌山県海南市、和歌山県湯浅町、和歌山県由良町 岡山県玉野市、岡山県笠岡市、岡山県備前市、岡山県浅口市、岡山県瀬戸内市 広島県広島市、広島県呉市、広島県竹原市、広島県三原市、広島県尾道市、広島県福山市、広島県大竹市、広島県東広島市、広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県海田町、広島県坂町 山口県宇部市、山口県山口市、山口県防府市、山口県岩国市、山口県光市、山口県柳井市、山口県周南市、山口県山陽小野田市、山口県周防大島町、山口県上関町

四国・九州ブロック	徳島県小松島市、徳島県松茂町 香川県高松市、香川県丸亀市、香川県坂出市、香川県観音寺市、 香川県さぬき市、香川県東かがわ市、香川県三豊市、香川県土庄町、 香川県小豆島町、香川県直島町、香川県宇多津町、香川県多度津町 愛媛県松山市、愛媛県今治市、愛媛県宇和島市、愛媛県八幡浜市、 愛媛県新居浜市、愛媛県西条市、愛媛県大洲市、愛媛県伊予市、 愛媛県四国中央市、愛媛県西予市、愛媛県上島町、愛媛県松前町、 愛媛県伊方町、愛媛県愛南町、山口県下関市、 大分県中津市、大分県姫島村、大分県津久見市、大分県佐伯市
-----------	--

(地域ブロックによる応援の連絡調整)

第4条 地域ブロックには地域ブロック幹事及び地域ブロック副幹事(以下「地域ブロック幹事等」という。)を置くものとし、海ネット共助会員から互選により選出するものとする。

2 地域ブロック幹事等の任期は、それぞれ1年とする。

3 地域ブロック幹事等は、被災会員に対する応援を速やかに行うため、地域ブロック内の総合調整を行うものとする。

(応援の要請)

第5条 被災会員は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により所属する地域ブロック幹事等に対し要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信等により応援を要請することができる。この場合、当該要請後速やかに文書を提出するものとする。

(1) 災害の状況及び要請理由

(2) 必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路

(3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路

(4) 受入れを必要とする被災傷者等の人数及び診療科目

(5) 受入港及び受入港への海上経路

(6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

2 要請を受けた地域ブロック幹事(以下「応援とりまとめ幹事」という。)は、速やかに他の地域ブロック幹事等と協議を行い、被災会員を応援できる海ネット共助会員を決定し、その旨を被災会員及び他の地域ブロック幹事等並びに海ネット事務局に通知する。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

3 通知を受けた海ネット事務局は、必要に応じて状況を関係機関に報告するものとする。

(応援の実施)

第6条 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請を受けた場合、可能な範囲でこれを実施するものとする。

2 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請がない場合でも、速やかに協議を行い、当該被災会員に応援が必要と判断したときは、応援を実施することができる。この場合は、前条に規定する応援の要請があったものとみなし、前条の規定を準用する。

3 応援とりまとめ幹事は、他の地域ブロック幹事等と緊密な連絡をとり、被災会員が必要とする応援を適切に実施できるよう努めるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災会員が負担する。ただし、被災会員と応援を行う海ネット共助会員(以下、「応援会員」という。))との間で協議した結果、合意が得られた場合につ

いては、この限りではない。

2 被災会員において経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災会員から要請があった場合は、応援会員は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、経費負担等に関し必要な事項は別途調整を図る。

(協定運営協議会の設置)

第8条 この協定の運営を円滑に行うため、協定運営協議会を設置する。

(1) 協定運営協議会は、地域ブロック幹事等で構成する。

(2) 協定運営協議会には幹事及び副幹事を置くものとし、互選により選出するものとする。

(3) 前号の幹事及び副幹事の任期は、それぞれ1年とする。

(4) 協定運営協議会の事務局は、幹事の担当課内におき、協議会の庶務を行う。

2 協定運営協議会の行う業務は、以下のとおりとする。

(1) この協定に参加又は離脱を希望する海ネット共助会員への同意

(2) 協定の実効性の確保に関する企画及び管理

(3) この協定の運営に係る連絡及び調整

(4) その他、この協定の運営に関し必要な事項の決定

(海ネット共助会員への参加及び離脱)

第9条 海ネット共助会員への参加及び離脱は、別紙様式の協定(参加・離脱)申請書を協定運営協議会へ提出し、当該申請書を協定運営協議会が受理したときをもって同意したものとみなす。

2 前条第1項第2号の幹事は、海ネット共助会員に異動があった場合は、速やかに他の海ネット共助会員及び海ネット事務局に通知する。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、海ネット共助会員が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(通信体制の整備)

第11条 海ネット共助会員は、複数の通信体制を整備し、災害時における連絡手段の確保を図るよう努める。

2 海ネット共助会員は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

(協定の実効性の確保)

第12条 海ネット共助会員は、平素より相互に海の路を通じた交流・連携の推進を図りつつ、この協定の実効性の確保に努めるものとする。

(協定に関する協議)

第13条 この協定に定めるもののほか、瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関し必要な事項は、協定運営協議会が別に定める。

附 則

この協定は、平成24年3月29日から施行する。

この協定は、平成24年10月29日から施行する。

この協定は、平成25年3月27日から施行する。

この協定は、平成25年5月22日から施行する。
この協定は、平成25年10月25日から施行する。
この協定は、平成25年12月27日から施行する。
この協定は、平成26年3月28日から施行する。
この協定は、平成26年5月29日から施行する。
この協定は、平成26年12月17日から施行する。
この協定は、平成29年7月21日から施行する。
この協定は、平成29年8月14日から施行する。
この協定は、平成30年9月10日から施行する。
この協定は、令和元年5月23日から施行する。
この協定は、令和元年10月25日から施行する。
この協定は、令和2年3月13日から施行する。
この協定は、令和4年10月3日から施行する。

海ネット共助会員

大阪府 堺市長	永藤 英機
大阪府 岸和田市長	永野 耕平
大阪府 貝塚市長	藤原 龍男
大阪府 高石市長	阪口 伸六
大阪府 忠岡町長	杉原 健士
大阪府 岬町長	田代 堯
兵庫県 姫路市長	清元 秀泰
兵庫県 明石市長	泉 房穂
兵庫県 洲本市長	上崎 勝規
兵庫県 芦屋市長	伊藤 舞
兵庫県 南あわじ市長	守本 憲弘
兵庫県 淡路市長	門 康彦
兵庫県 加古川市長	岡田 康裕
兵庫県 播磨町長	佐伯 謙作
和歌山県 和歌山市長	尾花 正啓
和歌山県 海南市長	神出 政巳
和歌山県 湯浅町長	上山 章善
和歌山県 由良町長	山名 実
岡山県 玉野市長	柴田 義朗
岡山県 笠岡市長	小林 嘉文
岡山県 備前市長	村 武司
岡山県 浅口市長	栗山 康彦
岡山県 瀬戸内市長	武久 顕也
広島県 広島市長	松井 一實
広島県 呉市長	新原 芳明
広島県 竹原市長	今榮 敏彦
広島県 三原市長	岡田 吉弘
広島県 尾道市長	平谷 祐宏

広島県	福山市長	枝廣 直幹
広島県	大竹市長	入山 欣郎
広島県	東広島市長	高垣 廣徳
広島県	廿日市市長	松本 太郎
広島県	江田島市長	明岳 周作
広島県	海田町長	西田 祐三
広島県	坂町長	吉田 隆行
山口県	下関市長	前田 晋太郎
山口県	宇部市長	篠崎 圭二
山口県	山口市長	伊藤 和貴
山口県	防府市長	池田 豊
山口県	岩国市長	福田 良彦
山口県	光市長	市川 熙
山口県	柳井市長	井原 健太郎
山口県	周南市長	藤井 律子
山口県	山陽小野田市長	藤田 剛二
山口県	周防大島町長	藤本 淨孝
山口県	上関町副町長	橋本 政
徳島県	小松島市長	中山 俊雄
徳島県	松茂町長	吉田 直人
香川県	高松市長	大西 秀人
香川県	丸亀市長	松永 恭二
香川県	坂出市長	有福 哲二
香川県	観音寺市長	佐伯 明浩
香川県	さぬき市長	大山 茂樹
香川県	東かがわ市長	上村 一郎
香川県	三豊市長	山下 昭史
香川県	土庄町長	岡野 能之
香川県	小豆島町長	大江 正彦

香川県	直島町長	小林 眞一
香川県	宇多津町長	谷川 俊博
香川県	多度津町長	丸尾 幸雄
愛媛県	松山市長	野志 克仁
愛媛県	今治市長	徳永 繁樹
愛媛県	宇和島市長	岡原 文彰
愛媛県	八幡浜市長	大城 一郎
愛媛県	新居浜市長	石川 勝行
愛媛県	西条市長	玉井 敏久
愛媛県	大洲市長	二宮 隆久
愛媛県	伊予市長	武智 邦典
愛媛県	四国中央市長	篠原 実
愛媛県	西予市長	管家 一夫
愛媛県	上島町長	上村 俊之
愛媛県	松前町長	岡本 靖
愛媛県	伊方町長	高門 清彦
愛媛県	愛南町長	清水 雅文
大分県	中津市長	奥塚 正典
大分県	姫島村長	藤本 昭夫
大分県	津久見市長	川野 幸男
大分県	佐伯市長	田中 利明

条例協定等 2-72 災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書

笠岡市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 天神会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 項第 1 号に定める災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれのある場合において、乙が所有する施設を一時避難施設（以下「避難施設」という。）として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、地域の安定を図るため、乙の所有する施設を地域住民が一時的に避難する避難施設として使用するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（使用施設）

第 2 条 乙は、次に掲げる施設を避難施設として地域住民に使用させるものとする。ただし、乙が被災したときはこの限りでない。

施設名称	サービス付高齢者向け住宅 Prince Court
所在地	岡山県笠岡市神島 5666-1
所有者	社会福祉法人 天神会 理事長 伊藤 俊介
構造等	鉄筋コンクリート造 2 階建（地下 1 階）
建築年	平成 30 年

（使用範囲）

第 3 条 避難施設として使用する範囲は、次のとおりとする。

一時避難施設	地下 1 階 約 300 m ² 1 階 約 300 m ² 2 階 約 300 m ² 計 900 m ² ※共用部分の床面積とする。
	収容人数 約 300 名（3 m ² /人） ※使用部分は原則、施設の共用部分（ホール等）とし個室部分は使用しないが、乙の判断で個室部分も使用できることとする。

（利用の協力要請）

第 4 条 甲は、市内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、笠岡市地域防災計画に定める避難所だけでは、災害対策業務に支障が生じると判断した場合、避難施設として使用するため、乙に対し、前条に掲げる避難施設について、使用の協力要請をすることができる。

2 前項の要請は、甲が乙に対し、協力要請書（様式第 1 号）によって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに書面を交付するものとする。

3 乙は、甲の要請を待たず、自主的に避難施設として使用する場合は、その旨を甲に連絡する。

（利用の承認）

第 5 条 乙は、甲からの第 4 条第 2 項の協力要請に基づき、施設の使用が必要と認めるときは、甲に許可する旨を伝え、甲は、乙が示す使用条件に基づき使用するものとする。

2 当該施設の使用料は、無料とする。

（使用期間）

第 6 条 当該施設の使用期間は、災害の程度及び甲の指定する避難所の被害状況等を考慮した上、甲乙協議により定めるものとする。

2 甲は、乙が実施する通常業務を早期に再開できるように配慮するものとする。ただし、災害の程度等によって、避難が長期化する場合は、甲は、乙が許可する期間中に当該施設への避難者を甲が指定する避難所（あるいは応急仮設住宅）へ移送するよう努めるものとする。

（物品の提供）

第7条 乙は、当該施設への避難者に対し、乙の所有する物品を提供できるものとし、提供した物品の費用は甲が負担するものとする。

（避難施設の管理運営及び責任）

第8条 避難施設の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難施設の運営経費は全額を甲が負担することとし、避難施設で必要な物品等は、甲が準備又は配布するものとする。

3 甲は、避難施設の状況を勘案し、必要に応じて運用に要する職員を適切に配置するものとする。

4 乙は、施設に地域住民が避難した際に発生した避難施設の運営管理に係る事故等の責任は負わないものとする。

（返還）

第9条 避難施設としての使用を終了する場合は、甲は乙に対しその旨を連絡する。

2 甲は、施設の使用を終了するときは、一時避難施設使用終了連絡書（様式第2号）にて通知し、利用した施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

3 前項の現状に復した費用は、甲が負担するものとする。

（連絡体制等）

第10条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、連絡担当者名簿（様式第3号）を作成し、相互に交換して、連絡体制を確立するものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この期間満了の30日前までに、甲、乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年10月16日

甲 岡山県笠岡市中央町1番地の1
笠岡市
笠岡市長 栗尾 典子

乙 岡山県笠岡市神島3628番地16
社会福祉法人 天神会
理事長 伊藤 俊介

様式第1号（第4条関係）

緊急・重要

年 月 日

社会福祉法人 天神会 御中

笠岡市長

協 力 要 請 書

「災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書」第4条の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

日 時	年 月 日 時 分
場 所	サービス付高齢者向け住宅 Prince Court
内 容	・一時避難施設としての施設利用 ・その他（使用範囲での利用 ）
そ の 他	

※連絡先

担当：

電話：

年 月 日

社会福祉法人 天神会 御中

笠岡市長

一 時 避 難 施 設 使 用 終 了 連 絡 書

「災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書」第9条の規定により、下記のとおり、使用終了について連絡します。

記

終了日時	年 月 日 時 分
場 所	サービス付高齢者向け住宅 Prince Court
内 容	・一時避難施設の閉鎖 ・その他（使用範囲での利用 ）
そ の 他	

※ 連絡先

担当：

電話：

連絡担当者名簿

令和6年10月16日現在

名 称	サービス付高齢者向け住宅 Prince Court		
所在地	岡山県笠岡市神島5666-1		
代表者氏名	施設長 渡邊 宏		
天神会担当部署	Prince Court	電話番号	(0865) 67-4000
		F A X	(0865) 67-5300
		E-mail	prince-court@tenjinkai.org
担当者職・氏名・連絡先電話番号（勤務時間外）			
第1順位者 渡邊 宏			
		TEL（勤務時間外）	携帯 [REDACTED]
第2順位者 仁科 忠志			
		TEL（勤務時間外）	携帯 [REDACTED]
第3順位者 古宮 和貴			
		TEL（勤務時間外）	携帯 [REDACTED]

名 称	笠岡市
所 在 地	笠岡市中央町1番地の1
担 当 課	危機管理部危機管理課
電 話	0865-69-2222
F A X	0865-69-2190
夜間・休日連絡先	0865-69-2111（宿直）